

議会基本条例（基本理念）一覧

基本パターン

「～は、～なければならない。」 「～は、～するものとする。」

（制定の理念や方針を強調したい場合に規定されることが多い。解釈・適用の指針となる。）

●広島市議会基本条例

第2条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

●長野市議会基本条例

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

●北海道議会基本条例

第2条 議会は、道民から選出された議員で構成される議決機関であるとともに、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）を監視し、並びに政策の立案及び政策の提言（以下「政策立案等」という。）をする機関として、道民の意思及び意見（以下「道民意思等」という。）を道政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、北海道にふさわしい真の地方自治の実現を図るため、不断の改革を推進するものとする。

●神奈川県議会基本条例

第2条 県議会は、日本国憲法に定める県の唯一の議事機関として、常に県民とともに歩む、地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組むものとする。

●大阪府議会

第二条 議会は、知事とともに二代表制の一翼を担っており、その機能を最大限に発揮することにより、府民の負託にこたえるとともに、絶えずそのあり方を検証し、改革に努めるものとする。

●三重県議会基本条例

第二条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

●広島県議会基本条例

第二条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

●愛媛県議会基本条例

第2条 議会は、二代表制の一翼を担い、県の意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

●静岡市議会制度等検討会（案）

第2条 議会は、分権時代にあって、自立都市を目指し、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

協議事項

(基本理念)
第2条 議会は、